



Contents

- P 2 電子決済等代行業を営むみなさまへ
- P 3 コーポレートガバナンス・コード改訂と対話ガイドラインの策定について
- P 4 「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」について
- P 5 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書の公表について
- P 6 「第 11 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について
- P 6 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」中間整理について
- P 8 仮想通貨交換業者等に対する行政処分等について
- P 9 企業・自治体・金融機関向けつみたて NISA に関する説明会
- P 10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 15 お知らせ

電子決済等代行業を営むみなさまへ

フィンテックの動きが世界的規模で加速する中、我が国においても、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを進めていくための環境を整備すべく、平成 29 年 5 月 26 日に銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号。以下「改正法」といいます。）が成立（同年 6 月 2 日公布）し、電子決済等代行業者の登録制の導入や、体制整備・安全管理に係る措置を求める等の制度的枠組みが整備されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[法令・指針等](#)」の中の「[国会提出法案等](#)」から、「国会提出法案（第 193 回国会）」における「銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 3 日提出、平成 29 年 5 月 26 日成立）」にアクセスしてください。

改正法については、平成 30 年 6 月 1 日に施行され、国内で電子決済等代行業を営むには、銀行法等に基づく登録が必要となりました。

電子決済等代行業の登録申請に関しては、まず、財務局において、登録申請予定者から事前相談を受け、当該者及びサービスの概要等を把握することとしています。

その上で、登録申請書のドラフト等の提出を受け、申請書の記載内容に過不足がないか、当該者の体制等が銀行法第 52 条の 61 の 5 第 1 項各号の事由（登録拒否事由）に該当しないかなどについて、事前審査を行った上で、正式な申請を受けることとしています。

登録申請等のお問合せ先は、申請者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務（支）局又は沖縄総合事務局となりますので、登録申請等をお考えの場合は、金融庁ウェブサイトの「[申請・届出・照会](#)」の中の「[電子決済等代行業を営むみなさまへ](#)」における「[電子決済等代行業に係る登録申請等のお問合せ先](#)」の担当財務（支）局までお問合せください。

なお、経過措置（改正法附則第 2 条第 1 項）により、改正法の施行（平成 30 年 6 月 1 日）の際、現に電子決済等代行業を営んでいる者は、施行の日から起算して 6 月間（平成 30 年 11 月末まで）は、当該電子決済等代行業を営むことができることとされています。また、その者がその期間内

に登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とするとされています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[申請・届出・照会](#)」から「[電子決済等代行業を営むみなさまへ](#)」にアクセスしてください。

コーポレートガバナンス・コード改訂と対話ガイドラインの策定について

コーポレートガバナンス改革には、一定の進捗が見られるものの、中長期的な企業価値の向上に向け、経営者による果敢な経営判断を促していく観点から、更なる取組みが求められています。

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」においては、投資家と企業の対話を通じ、コーポレートガバナンス改革を実効的なものとするため、本年3月、対話の際に重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（以下、「対話ガイドライン」）を策定するとともに、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが提言されました（「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」）。

同提言に沿って、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂を行い、金融庁において対話ガイドラインの策定を行うこととし、金融庁では、本年3月26日（月）から4月29日（日）までの間、対話ガイドライン案についてパブリックコメントを実施し、41の個人及び団体（うち9者は海外の個人及び団体）からご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえ、本年6月1日（金）に対話ガイドラインを確定・公表しました。また、改訂版コーポレートガバナンス・コードについても、同日、東京証券取引所のウェブサイトに公表されました。

対話ガイドライン策定とコーポレートガバナンス・コード改訂のポイントは以下のとおりです。

- (1) 果敢な経営判断
- (2) 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資
- (3) 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任
- (4) 取締役会の多様性の確保
- (5) 政策保有株式
- (6) 企業年金の専門性向上

各企業・機関投資家において、今般の「投資家と企業の対話ガイドライン」とコーポレートガバナンス・コード改訂の内容も踏まえ、中長期的な企業価値の向上に向けた深度ある対話を行っていただきたいと考えています。金融庁としては、引き続き、中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組を進めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について](#)」（平成30年6月1日公表）にアクセスしてください。

「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」について

我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭FX取引）市場については、近年その取引規模が5,000兆円程度まで拡大しており、店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年2月に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。

同検討会では、関係者からのヒアリングや個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集も行いながら、6回にわたり検討を行い、先般報告書が取りまとめられました（平成30年6月13日公表）。

報告書では、店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の「[店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会](#)」にアクセスしてください。

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書の公表について

平成 29 年 11 月、金融審議会総会において、「投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示及び提供のあり方について検討を行うこと。」との諮問がなされました。この諮問を受け、同年 12 月、「ディスクロージャーワーキング・グループ」（座長 神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授）が設置され、計 8 回にわたって審議・検討を行い、平成 30 年 6 月 28 日に報告書を公表しました。

本報告書には、企業情報の開示の充実に向け、主に以下の項目が盛り込まれています。

- (1) 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実
財務情報、及び財務情報をより適切に理解するための記述情報の充実（例えば、経営戦略・ビジネスモデル、経営者による経営成績等の分析（MD&A）、リスク情報など）
- (2) 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供
対話の観点から、提供されることが望ましいガバナンス情報の提供（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）
- (3) 提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組
情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供（例えば、監査人の継続監査期間など）
- (4) その他の課題
EDINET の利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など

また、このような開示の充実に向け、所要のルール改正に加え、①プリンシプルベースのガイダンスの策定、②開示のベストプラクティスの収集・提示などの取組みについても提言されています。

金融庁としては、今後、本報告書を踏まえ、必要な対応を行っていくこととしております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について](#)」（平成 30 年 6 月 28 日公表）にアクセスしてください。

「第 11 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

平成 30 年 6 月 8 日（金）に第 11 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催しました。

当懇談会は、改正貸金業法完全施行後の貸し手・借り手の状況をフォローしつつ、今後取り組むべき施策等について検討するため、平成 24 年 9 月に多重債務者対策本部の下に設置されたものです。

第 11 回懇談会においては、多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向として、直近の多重債務者数の趨勢等や、銀行カードローン及びギャンブル等依存症への取組、ヤミ金融事犯や生活困窮者自立支援制度に係る関係省庁の対応等について、政府から報告が行われたほか、有識者で構成される各構成員から、これらの課題等に関連した資料の提出や報告があり、その後、自由討議が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[第 11 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催について](#)」（平成 30 年 6 月 6 日公表）及び首相官邸ウェブサイトの「[多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会](#)」 にアクセスしてください。

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」中間整理について

IT の進展等に伴い、金融を取り巻く環境が大きく変化している中、平成 29 年 11 月 16 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと」との諮問が行われました。

この諮問を受けて、金融審議会は「金融制度スタディ・グループ」（座長 岩原紳作早稲田大学大学院法務研究科教授）を設置し、同月から 9 回にわたり、機能別・横断的な金融規制体系とすることの意義、金融の「機能」とルールについての概観、主体（エンティティ）に着目したルールを機能別・横断的な規制体系の検討においてどう考えるか、金融システムのネットワーク構造の変化等について、ひとつおりの審議を行ってきました。

機能別・横断的な金融規制の整備についての検討は、論点が広範に及ぶため、なお相応の作業を要すると考えられますが、これまでの議論を「中

間整理」(平成30年6月19日公表)として取りまとめることにより、幅広い関係者の問題意識を高め、更なる議論につながっていくことを期待しています。

「中間整理」の主なポイントは以下のとおりです。

【現状と課題】

- ITの進展等により、さまざまな主体が、金融サービスを個別の機能に分解して提供(アンバンドリング)する動きや、複数の金融・非金融のサービスを組み合わせて提供(リバンドリング)する動きが拡大。
- 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る。

【機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性】

- 金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することが重要。
 - ✓ イノベーションの促進・利用者利便の向上の観点：各プレイヤーが業態をまたいで自由にビジネスを選択することを容易に。
 - ✓ 利用者保護・公正な競争条件の確保の観点：規制が緩い業態への移動等を通じた規制の回避を防止。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融審議会](#)」から「[金融制度スタディ・グループ](#)」にアクセスしてください。

仮想通貨交換業者等に対する行政処分等について

(1) 仮想通貨交換業者に対する業務改善命令

平成 30 年 6 月 22 日（金）、これまでの検査において、利用者保護等の観点からマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策やシステムリスク管理、顧客資産の分別管理などに問題が認められた以下の仮想通貨交換業者について、業務改善命令を実施しました。

【対象業者（6社）】

QUOINE株式会社、株式会社bitFlyer、ビットバンク株式会社、BTCボックス株式会社、株式会社ビットポイントジャパン、テックビューロ株式会社

(2) みなし仮想通貨交換業者に対する登録拒否

みなし仮想通貨交換業者であるFISHOについては、2回にわたる業務改善命令を履行しておらず、内部管理態勢等の整備に問題があり、資金決済法上の登録拒否要件である「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」に該当するものと認められたことから、平成 30 年 6 月 7 日（木）、登録拒否を行いました。

また、改めて、昨年 9 月に金融庁・消費者庁・警察庁の連名で実施した以下の注意事項などについて、行政処分の公表に併せて周知しています。

- 金融庁が仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
- 仮想通貨は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること
- 仮想通貨に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること

※ [仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！](#)

企業・自治体・金融機関向けつみたてNISAに関する説明会

5月18日、関東財務局（埼玉県さいたま市）において、「職場つみたてNISA」の職場への導入促進を目的とした「つみたてNISAに関する説明会」が開催されました。

「職場つみたてNISA」は、税制優遇措置などのメリットがある「つみたてNISA」の利用を「職場」で促し、職員・社員の皆様の資産形成の選択肢を広げるものです。

当説明会には、企業・地方自治体の福利厚生担当者や金融機関の営業担当者等が参加され、村井英樹大臣政務官より、「職場つみたてNISA」の活用に関し、つみたてNISAのメリットや職場つみたてNISAの意義について説明させていただきました。

当日参加された企業からは、「つみたてNISAは初心者が投資をはじめやすい制度で、いつでも引き出せるなど、使い勝手がいいと感じた」、「若い人にとっては良いので勧めたいと思う」などの声が聞かれました。



説明会の模様



説明をする村井英樹大臣政務官

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

証券・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央会館庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission
"for investors, with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
直 通 : 03-3506-6627
 電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
直 通 : 03-3581-9854
 F A X : 03-5251-2198
 電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

